

北海道更別村「地域おこし協力隊員」募集要項

更別村は、広大な北海道十勝平野の南部に位置する人口約3,200人の小さな村です。村の面積の70%が農地で、畑作と酪農・畜産による日本有数の大型農業の村です。小さな村と一緒に盛り上げてくれる新たな視点や発想を持つ方を募集します。意欲あふれる皆様のご応募をお待ちしています。

| | |
|----------|---|
| 募集隊員 | 観光振興・特産品開発支援員 ”観光のキーパーソン！更別の地域資源を発掘、発信してくれる方を募集します” |
| 雇用関係 | あり |
| 活動概要 | (1)観光協会事務局の運営管理及び事務支援に係る活動 (2)地域資源の発掘、写真・動画による発信に係る活動 (3)特産品の開発、PR発信、販路開拓に係る活動 (4)観光PR、特産品開発の中での地元の人との連携、イベント企画に係る活動 (5)観光ガイドやアクティビティの発掘に係る活動 (6)更別村PRグッズの開発に係る活動 (7)その他目的達成のために必要な活動 |
| 募集人数 | 1名 |
| 募集対象 | (1)年齢20歳以上概ね55歳以下の方 (2)三大都市圏または地方都市地域に居住し、採用決定後、更別村に住民票を移して居住できる方（現在、過疎地域等の条件不利地域に指定されていない地域の方） (3)普通自動車運転免許を取得している方 (4)パソコン（ワード、エクセル、SNS等）の操作ができる方 (5)心身ともに健康で、地域住民と協力して地域活性化に取り組む意欲のある方 (6)起業、就労に意欲があり、将来、更別村に定住を希望する方 (7)地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方 |
| 勤務地 | 更別村内（勤務場所：更別村ふるさと館 産業課商工労働観光係） |
| 勤務時間 | 月曜日～金曜日までの8時30分～17時15分（7時間30分勤務／日） ただし、必要に応じて時間外及び休日勤務をする場合があります。 その場合、時間外勤務手当を支給します。 |
| 雇用形態・期間 | (1)更別村の臨時職員（パートタイム会計年度任用職員）として村が任用します。 (2)雇用期間は令和7年3月31日までとし、最初の任用日から最大3年まで再任することができます。 ※採用予定日は令和6年8月1日です。（応相談） |
| 給与・賃金等 | 月額169,300円 支払日は毎月21日を原則とします。 別途勤務日数に応じて期末手当・勤勉手当の支給（基準額：380,940円）があります。 |
| 待遇・福利厚生 | (1)更別村の会計年度任用職員として、健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入します。 (2)雇用期間中の住居は、更別村が確保し家賃全額を支払います。ただし、生活用品、光熱水費等は自己負担となります。 (3)有給休暇は任用期間に応じて付与されます。 (4)隊員の副業は可能です。また、勤務時間内に隊員が本村に定住するために必要な活動も可能です。ただし、いずれも事前に配属先との相談が必要です。 (5)活動に要する車両、パソコン等は更別村が用意します。 (6)作業服、消耗品等活動に必要な物品は、更別村が用意します。 (7)「更別村職員の旅費に関する条例」に準じて更別村赴任に要する旅費を支給します。 (8)その他活動に要する経費（消耗品・材料費・旅費等）は、予算の範囲内で更別村が負担します。 |
| 応募手続き | (1)応募受付期間 令和6年7月12日（金）まで (2)応募方法 ①更別村「地域おこし協力隊員」応募用紙を更別村ホームページからダウンロードするか市販の履歴書（志望の動機及び自己PRを含むもの）を用意してください。 ②応募用紙又は市販の履歴書に必要事項を記入し、写真添付ください。 ③応募用紙又は市販の履歴書を電子メール又は郵送ください。 ※随時選考を行い、採用者が決定次第、応募を締め切ります。 |
| 選考の流れ | (1)第1次選考 書類選考の上、応募者全員に文書で通知します。 (2)第2次選考 第1次合格者を対象に、面接試験を原則更別村で行います。 ※第2次選考試験のために必要な交通費等は個人負担となります。 ※最終選考結果は、文書でお知らせいたします。 |
| 応募・問い合わせ | 〒089-1595 北海道河西郡更別村字更別南1線93番地 更別村役場 企画政策課 地域開発係 電話0155-52-2114/FAX0155-52-2812 e-mail:kikaku@sarabetsu.jp ホームページアドレス https://www.sarabetsu.jp/shigoto/kyujin/parttime/tiiki_okosi/ |